

2019年2月1日現在

1. 商品名	変動金利定期（単利方式・複利方式）								
2. ご利用いただける方	■個人または法人のお客さま（ただし、複利方式は個人のお客さまのみ）								
3. 期間	■1年、2年、3年								
4. お預け入れ方法 (1) お預入方法 (2) お預入金額 (3) お預入単位	■一括してお預け入れいただきます。 ■100円以上 ■1円単位								
5. 払い戻し方法	■満期日以降に一括して払い戻しいたします。								
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い頻度 (3) 計算方法	<p>■お預け入れ後6ヶ月間は、お預け入れ日の店頭表示の利率を適用し、お預け入れ日から6ヶ月ごとに、当行がお預け入れの際に提示する以下の金額階層ごとの定期預金の6ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用金利を変更いたします。</p> <table border="0"> <tr> <td>(お預け入れ金額)</td> <td>(指標金利)</td> </tr> <tr> <td>① 300万円未満</td> <td>スーパー定期300万円未満の6ヶ月ものの金利</td> </tr> <tr> <td>② 300万円以上1,000万円未満</td> <td>スーパー定期300万円以上の6ヶ月ものの金利</td> </tr> <tr> <td>③ 1,000万円以上</td> <td>大口定期預金6ヶ月ものの金利</td> </tr> </table> <p>■中間利払日（お預け入れ日から満期日の前日まで間に到来するお預け入れ日の6ヶ月ごとの応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。</p> <p>■付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。</p> <p>■預入期間1年以上3年未満の場合は単利方式で計算いたします。</p> <p>■預入期間3年の場合は6ヶ月ごとの複利方式で計算いたします。</p> <p>■預入日から6ヶ月ごとの中間利息は、約定利率×70%での中間利払利率にて計算いたします。</p>	(お預け入れ金額)	(指標金利)	① 300万円未満	スーパー定期300万円未満の6ヶ月ものの金利	② 300万円以上1,000万円未満	スーパー定期300万円以上の6ヶ月ものの金利	③ 1,000万円以上	大口定期預金6ヶ月ものの金利
(お預け入れ金額)	(指標金利)								
① 300万円未満	スーパー定期300万円未満の6ヶ月ものの金利								
② 300万円以上1,000万円未満	スーパー定期300万円以上の6ヶ月ものの金利								
③ 1,000万円以上	大口定期預金6ヶ月ものの金利								
7. 税金	<p>■法人のお客さま 総合課税（非課税法人の場合は非課税）</p> <p>■個人のお客さま 2013年1月1日から2037年12月31日までにお受け取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>■マル優ご利用の場合は非課税</p>								
8. 手数料	—								
9. 付加できる特約事項	<p>■総合口座の担保とすることができます。（個人のお客さまのみ）</p> <p>貸越限度額 総合口座にお預けの定期預金を担保にその90%以内または300万円までのいずれか少ない額</p> <p>※ご返済は普通預金へのご入金により自動的に行われます。</p> <p>貸越利率 担保定期預金の約定利率+0.5%</p>								

<p>10. 期日前解約時のお取扱い</p>	<p>■ [単利方式] 預入日の6ヶ月後応答日以後にする場合には、解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により利息を計算した合計（期限前解約利息）を、預金とともにお支払いします。</p> <p>この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>預入日の1年後の応答日から預入日の3年後の応答日前日までの日を満期日としたこの預金の場合。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6ヶ月未満</td> <td>解約時における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p>預入日の3年後の応答日を満期日としたこの預金の場合。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6ヶ月未満</td> <td>解約時における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>■ [複利方式] 満期日前に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）により6ヶ月複利の方法で利息を計算し、預金とともにお支払いします。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6ヶ月未満</td> <td>解約時における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6ヶ月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table>	① 6ヶ月未満	解約時における普通預金の利率	② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%	③ 1年以上3年未満	約定利率×70%	① 6ヶ月未満	解約時における普通預金の利率	② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%	① 6ヶ月未満	解約時における普通預金の利率	② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%
① 6ヶ月未満	解約時における普通預金の利率																														
② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%																														
③ 1年以上3年未満	約定利率×70%																														
① 6ヶ月未満	解約時における普通預金の利率																														
② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%																														
③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%																														
④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%																														
⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%																														
⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%																														
① 6ヶ月未満	解約時における普通預金の利率																														
② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%																														
③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%																														
④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%																														
⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%																														
⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%																														
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>■店頭備え付けの金利表示ボードおよびインターネット上のホームページをご覧ください。または店頭にお問い合わせください。</p>																														
<p>12. その他参考となる事項</p>	<p>■ 中間利息のお支払方法は指定口座への入金となります。</p> <p>■ 満期日以後の期日後利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします。</p> <p>■ この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度により保護される他の預金等と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。</p>																														
<p>13. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>・全国銀行協会</p> <p>連絡先 全国銀行協会相談室</p> <p>電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>																														